

県内26市町村で実施

岐阜県での 結婚新生活を 応援します!!

【募集期間】

2024 4/1 ▶ 2025 3/31

最大 **60万円** 補助

※ご夫婦とも29歳以下の世帯:最大60万円
※上記以外の世帯:最大30万円

補助金額や要件等については、
各市町村で異なる場合がございます。

詳細は県HPを
ご確認ください



これから結婚して、新生活をスタートしたいと考えている方へ、
岐阜県内26市町村では、対象世帯に**新生活にかかる費用を補助**します。

補助対象



新居の購入費、
リフォーム費



新居の家賃、
敷金・礼金、
共益費、仲介手数料



引越業者や
運送業者に
支払った引越費

対象世帯

次の1～4の要件をすべて満たす世帯が対象となります。
※独自で要件を緩和している市町村もあります。

1

令和6年1月1日から令和7年3月31日までに
入籍した世帯

2

ご夫婦ともに婚姻日における年齢が
39歳以下の世帯

3

ご夫婦の所得を合わせて500万円未満の世帯
※奨学金を返還している世帯は、奨学金の年間返済額をご夫婦の
所得から控除

4

その他、お住いの市町村が定める要件を
満たす世帯（詳細は裏面をご覧ください）

—— お問合せ先「結婚新生活支援事業」を実施している市町村 ——

市町村名	表面記載以外の主な要件	担当課	電話番号
岐阜市	●夫婦双方の住民票が対象の住居にあること ●2年以上市内に居住する意思があること	子ども政策課	058-214-2397
高山市	●表面のとおり	協働推進課	0577-35-3412
多治見市	●夫婦のいずれも又は一方が申請日において本市に住民票があること ●申請日から3年以上継続して本市に居住すること ●自治会、町内会などの自治組織に加入していること	くらし人権課	0572-22-1134
関 市	●3年以上市内に居住することの誓約をすること ●パートナーシップ宣言制度を利用したカップルも補助対象 ●令和6年1月1日から令和7年2月28日までに婚姻届を提出し受理された世帯	企画広報課	0575-23-9290
中津川市	●住宅購入費(新築・建売・中古・増築)の補助 ●所得制限なし ●住宅取得の契約時に結婚5年以内の夫婦 (夫婦の合計年齢が80歳以下または中学生以下の子どものがいること)	定住推進課	0573-66-1111
美濃市	●表面のとおり	都市整備課	0575-33-1122 (内線234)
恵那市	●申請者の満年齢が50歳未満	地域振興課	0573-26-6811
山県市	●令和6年3月1日から令和7年2月28日までに入籍した世帯	子育て支援課	0581-22-6839
瑞穂市	●令和6年1月1日から令和7年2月28日までに入籍した世帯 ●3年以上市内に居住する意思があること	総合政策課	058-327-4128
飛騨市	●5年以上市内に定住する意思を有する世帯 ●令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に婚姻届を提出し受理された世帯	ふるさと応援課	0577-62-8904
本巣市	●令和6年3月1日から令和7年2月28日までに入籍した世帯 ●夫婦双方の住民票が対象の住居にあること	福祉敬愛課 令和6年7月16日より 福祉支援課	058-323-7752
郡上市	●2年以上市内に居住する意思があること	企画課	0575-67-1831
下呂市	●夫婦双方の住民票が対象の住居にあること ●令和6年1月1日～令和7年3月31日までの間に婚姻届を提出し受理された世帯	社会福祉課	0576-52-3936
海津市	●申請日の1年前から申請日までの間に婚姻届を提出し、受理された世帯 ●所得制限なし ●海津市ファミリーシップ宣誓制度を利用したパートナーも補助対象	企画課	0584-53-1113
養老町	●令和6年3月1日から令和7年2月28日までに入籍した世帯	子ども課	0584-32-5078
垂井町	●申請日から3年以上継続して町内定住すること ●パートナーシップ宣言制度を利用したカップルも補助対象	企画調整課	0584-22-1152
関ヶ原町	●申請日から3年以上継続して定住することを誓約すること ●夫婦双方の住民票が対象の住居にあること	企画政策課	0584-43-3052
神戸町	●令和6年4月1日から令和7年3月31日までに入籍した世帯 ●夫婦双方の住民票が町内にあり、対象の住居にあること ●申請日から3年以上継続して定住する意思があること	健康福祉課	0584-27-0175
安八町	●表面のとおり	福祉課	0584-64-7104
揖斐川町	●3年以上町内に定住することを前提としていること ●夫婦双方の住民票が町内にあること	政策広報課	0585-22-2112
大野町	●3年以上町内に定住する意思があること ●夫婦双方の住民票が町内にあること	政策財政課	0585-35-5363
池田町	●夫婦双方の住民票が対象の住居にあること ●申請日から3年以上継続して町内に定住することを誓約すること	子育て支援課	0585-45-3111 (内線153)
富加町	●表面のとおり	企画課	0574-54-2111
八百津町	●夫婦双方の住民票が町内にあること ●交付決定日から5年以上継続して町内に定住すること	総務課	0574-43-2111
東白川村	●夫婦双方の住民票が村内にあること ●申請日から3年以上村内に居住する意思があること	総務課	0574-78-3111 (内線245)
白川村	●表面のとおり	村民課	05769-6-1311

※上記以外にも要件がある場合があります。詳細は各市町村の担当課にお問い合わせください